様式第18号（第7条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

双葉地方水道企業団企業長

支払通知書

児童手当

特例給付

　　　　の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

児童手当

特例給付

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第3項若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第8項若しくは第9項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支払の内容 | 支払期間 | 年　　　月分から  　　　年　　　月分まで |
| 支払金額 | 円 |